

公共事業新規評価個別地区の評価について

1 【まちづくり課】 P 1 ~

街路整備交付金事業 佐賀駅下古賀線

街路整備交付金事業

都市計画道路 佐賀駅下古賀線

県土整備部 まちづくり課

○事業概要

事業地区 都市計画道路 佐賀駅下古賀線
事業期間 令和4～8年度
総事業費 786百万円

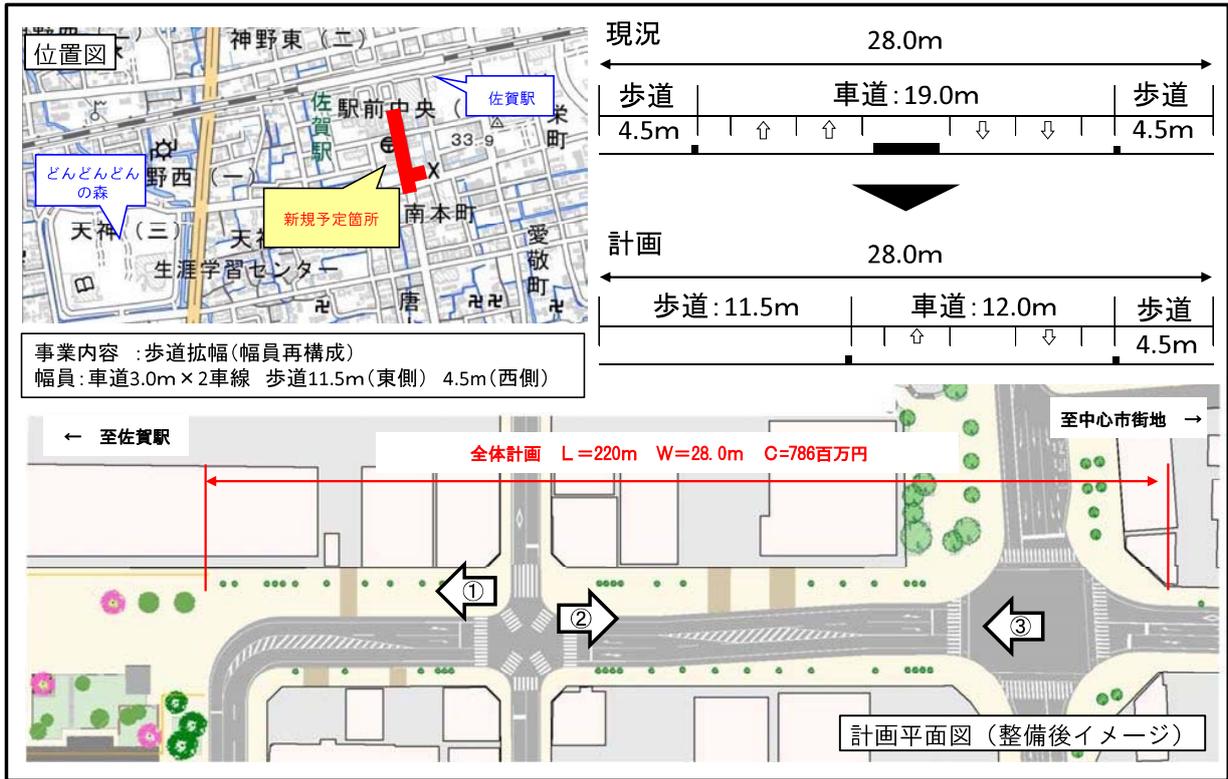
○事業の目的

- 佐賀駅から中心市街地へと続く都市の骨格を形成する重要な幹線街路
- 駅から既成市街地への人の流れや賑わいを生み出す重要な区間

整備により

- ◎歩行者・自転車の安全性の向上
- ◎歩道空間の活用による賑わいの創出

○事業概要(1/3)



○事業概要(2/3)



○事業概要(3/3)

③完成イメージパース(佐賀駅方面を望む)



幅員の再構成により幅広歩道を整備し、賑わいを創出する

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連:空間再編)

事業名 街路事業

(1) 位置付け (A) 【80/100】

○**県土整備部の施策に関する方針等** **【10/10】**

・県土整備部基本方針(都市基盤の整備と利活用の推進)に位置づけられている

○**都市計画マスタープラン** **【40/40】**

・県の都市計画マスタープランに位置づけられている。

(市街地を形成する都市計画道路であり、良好な市街地環境の形成に向けて整備推進を図るもの)

○**都市計画道路の種類** **【10/20】**

・主要幹線街路(都市の拠点間を連絡し、特に高い高速機能と交通処理機能を有する道路)【20】

・幹線街路(都市内の各地区、主な施設相互間の交通を処理する道路)【10】

・補助幹線街路(幹線街路に囲まれた区域において、発生または集中する交通を処理する道路)【0】

○**地域の課題への貢献度** **【20/30】**

・都市圏交通の骨格となる道路【30】

・**中心市街地の活性化に貢献できる道路**、医療・教育施設等の公益施設に関連する道路【20】

・該当なし【0】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (A) 【100/100】

○市町の構想や計画との合致 【30/30】

- ・事業箇所と関連付けられた市町の構想又は計画が策定されており、当該事業が市町の目指すまちづくりに寄与することが確認できる 【30】
(佐賀市により佐賀駅周辺整備構想・佐賀駅周辺整備基本計画が策定されている)
- ・事業箇所と関連付けられた市町の構想又は計画が策定されていない 【0】

○事業内容・効果の検証プロセス 【30/30】

- ・外部有識者を交えた委員会等を定期的で開催しており、事業箇所において社会実験(仮設による滞留空間設置等)による事業効果の検証が行われている 【30】
(佐賀駅前広場等整備・活用検討会議の定期的な開催、社会実験「佐賀駅南テラスチャレンジ」による事業効果の検証)
- ・外部有識者を交えた委員会等を定期的で開催しており、事業内容の精度を高める取組がなされている 【20】
- ・事業の検証プロセス(委員会等)を実施していない 【0】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

○多様な活動を生み出す都市空間 【30/30】

- ・街路や周辺の空間が活用され、多様な活動が行われることを前提とした制度や設備が計画されている 【30】
(キッチンカー等の事業者による日常的な活用や人々の滞留を促すベンチ等の設置を計画)
(駅前広場と一体となった活用方策について佐賀市と調整中)
- ・街路や周辺の空間が活用されることを前提とした制度や設備が計画されていない【0】

○通行機能の確保・向上 【10/10】

- ・事業区間を通行する交通手段(自動車・自転車・徒歩等)において事業実施前より通行時の安全性が向上する 【10】
(車両:社会実験により車線減少による交通流への影響がないことを確認)
(歩行者及び自転車:幅広歩道を整備し、自転車と歩行者が通行する部分を分けることで双方の安全性が向上)
- ・事業区間を通行する交通手段(自動車・自転車・徒歩等)において事業実施前と同等の安全性が確保されている 【0】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(3) 実施環境 (A) 【80/100】

○県民・市民との協働 【20/30】

- ・県民・市民提案型の事業である 【30】
- ・**県民・市民の要望に配慮した事業である** 【20】
(社会実験のアンケート調査から、当該区間で滞留空間の設置やキッチンカー等の出店が望まれている)
- ・県民・市民の関与が低い事業である 【0】

○まちづくりへの取り組み状況 【40/40】

- ・**街路事業と連携した街並み整備が実施される。また、建築協定の締結、ファサード事業
商店街活性化事業等がなされている。** 【40】
(佐賀市により街並みのデザインガイドラインが策定されており、沿道建築物の整備・改修への補助制度あり)
(デザインガイドラインに基づき、一体的に沿道建築物・道路空間を整備することで街並みを形成)
- ・まちづくりのイメージが策定されている 【20】
- ・上記以外 【0】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

○地元関係者等の合意形成状況 【20/30】

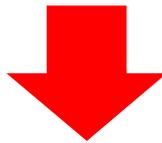
- ・事業化に対する合意形成が図られている 【30】
- ・**事業化に対する認識が高い** 【20】
(地元地区の代表者や沿線企業等が参加する検討会議の中で、当該区間の早期整備が望まれている)
(新聞等のメディアで報道され、県民の関心が高い事業である)
- ・合意形成が未成熟である 【0】

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施